

契約締結前の公表

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約により契約を行うので、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第137条第6項第2号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年11月14日

山梨県知事 長崎 幸太郎

契約の目的となる役務の名称	旧大月地区教職員住宅跡地除草業務委託
数 量	一式
契約の相手方の選定基準	所在地が山梨県内にある高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれに準ずる者であること。
契約の相手方の決定方法	見積金額が予定価格の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
契約の申し込みの方法	令和5年11月22日（水）午後5時までに総務部資産活用課に見積書を提出すること。
そ の 他	担当課 山梨県総務部資産活用課 連絡先 055-223-1314